

随意契約結果一覧表

(令和5年10月～令和6年3月契約分)

契約担当課・連絡先		八幡東区役所 まちづくり整備課		093-671-0803				
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考	
令和6年度 北九州高速5号線(東田出入口)に接続する市道東田前田2号線の管理業務に関する委託契約	福岡北九州高速道路公社	18,871,000	令和6年3月31日	平成22年11月11日付「北九州高速5号線(東田出入口)に接続する市道東田前田2号線の管理業務に関する協定」に基づくものであるため、福岡北九州高速道路公社へ委託するものである。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で継続性があるため)		
令和6年度 帆柱自然公園及び皿倉登山道維持管理業務委託	皿倉登山鉄道株式会社	3,527,733	令和6年3月29日	令和6年度の事業実施にあたり委託事業者の公募を行ったが、他に応募者がなく、北九州市委託業務参加者公募要綱第10条により、令和7年度までは同一の委託先との随意契約が可能のため皿倉登山鉄道株式会社へ委託するものである。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		
スペースワールド駅前歩道橋他昇降機保守点検業務委託	株式会社日立ビルシステム	4,950,000	令和6年3月18日	株式会社日立ビルシステムは、エレベーター保守点検において設置時からフルメンテナンス契約を行っている。エスカレーターの構造及び主要な機器構成等を熟知した業者による保守が必要である。また、故障発生時に一部を他社製造の部品を使用した場合、昇降機全体の故障原因の特定等が困難になり人身事故等が発生した際の責任区分が不明確になる。 よって、本機の製造メーカー部品の安定供給を受けることができ、故障発生時の即時復旧に必要な構造及び主要な機器構成等を熟知している株式会社日立ビルシステムへ委託するものである。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		
八幡駅南北連絡通路エスカレーター保守点検業務委託	日本オーチス・エレベーター株式会社	1,144,440	令和6年3月18日	本エスカレーターの構造及び主要な機器構成等を熟知した業者による保守が必要である。また、故障発生時に一部を他社製造の部品を使用した場合、昇降機全体の故障原因の特定等が困難になり人身事故等が発生した際の責任区分が不明確になる。 よって、本機の製造メーカーであり、故障発生時の即時復旧に必要な構造及び主要な機器構成等を熟知している日本オーチス・エレベーター株式会社へ委託するものである。	自治法施行令第2号	非公表 (特命随意契約で、継続性がある)		

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		八幡東区役所コミュニティ支援課		093-671-3061			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
祝町市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	祝町まちづくり協議会	6,414,130	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性が あるため)	
枝光市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	枝光まちづくり協議会	6,195,430	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性が あるため)	
枝光北市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	枝光北まちづくり協議会	6,414,130	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性が あるため)	
枝光南市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	枝光一区まちづくり協議会	6,195,430	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性が あるため)	
大蔵市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	大蔵まちづくり協議会	6,414,130	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性が あるため)	
尾倉市民センター及び尾倉市民センター天神市民サブセンターの管理業務及び使用料徴収事務委託	尾倉まちづくり協議会	10,647,960	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性が あるため)	

高槻市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	高槻まちづくり協議会	6,414,130	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ るため)	
高見市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	高見まちづくり協議会	6,414,130	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ るため)	
槻田市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	槻田まちづくり協議会	6,329,030	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ るため)	
平野市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	平野まちづくり協議会	6,195,430	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ るため)	
前田市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	前田まちづくり協議会	6,329,030	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ るため)	
八幡大谷市民センターの管理業務及び使用料徴収事務委託	八幡大谷まちづくり協議会	6,450,530	令和6年3月27日	市民センターは、地域住民のふれあいと交流の場、生涯学習の場及び保健福祉活動の場として設置するものであり、当該地域の自治区会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等を構成団体とする「まちづくり協議会」に委託することが適当であると認めるため。	自治法 施行令 第2号	非公表 (特命随意契約 で、継続性があ るため)	

(注)「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号

随意契約結果一覧表（令和5年10月～令和6年3月契約分）

契約担当課・連絡先		八幡東区役所 保健福祉課		093-671-3022			
件名	契約の相手方の商号又は名称	契約金額(円)	契約締結日	随意契約とした具体的な理由	根拠法令※	予定価格(円)	備考
令和6年度八幡東区役所東別館日直業務委託	公益社団法人北九州市シルバー人材センター	1,935,252	令和6年3月14日	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センターで、その所在地が市内である者が同社のため。	自治法施行令第3号	1,935,252	
令和6年度北九州市放課後児童クラブ事業委託	祝町学童保育クラブ運営委員会他8運営委員会	154,827,738	令和6年3月29日	本事業は小学校児童に対し、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とし、委託先については「北九州市放課後児童クラブ事業実施要項」第3条により公益法人その他市長が適当と認める公共的団体となっている。 従って、当該事業の実施を目的とした放課後児童クラブ運営委員会に委託するものである。	自治法施行令第2号	非公表（特命随意契約で、継続性がある）	

(注) 「根拠法令※」は次のいずれかを記入しています。

○自治法施行令：地方自治法施行令第167条の2第1項中の該当号

○特例政令：地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項中の該当号